

協議会委員一覧表(平成 21 年4月以降)

	委 員	
	肩 書	氏 名
1	大東文化大学法学部教授	中村 昭雄
2	板橋区町会連合会高島平支部長	末廣 喜八
3	高島平二丁目町会長	安齋 明邦
4	高島平二丁目団地自治会長	戸田 敏之
5	高島平三丁目自治会長	高村 義博
6	青少年健全育成高島平地区委員会会長	古谷 茂
7	板橋区老人クラブ連合会第 12 支部支部長	橋本 日出男
8	高島平地区小地域ネットワーク代表	新貝 茂則
9	板橋区立高島第二小学校校長	草野 辰夫
10	旧板橋区立高島第七小学校卒業生	田中 潤
11	区職員(政策経営部参事政策企画課長事務取扱)	渡邊 茂
12	〃 (区民文化部スポーツ振興課長)	西尾 誠司
13	〃 (健康生きがい部参事健康推進課長事務取扱)	藤田 浩二郎
14	〃 (健康生きがい部生きがい推進課長)	七島 晴仁

なお、オブザーバーとして、高島平地域センター所長が出席する。

板橋区「(仮称)シニア活動センター」構想(概要)

1. 板橋区「(仮称)シニア活動センター」とは

板橋区「(仮称)シニア活動センター」(以下「センター」という。)はシニア世代の社会参加を総合的に支援する施設として、いたばし 1 実現プランのシニア世代力UPに位置付けられ、検討を続けている。センターの設置場所については、旧高島第七小学校跡地を活用する予定である。

2. 構想策定

センター構想は、センター構想策定協議会(委員は学識経験者2人、関係団体代表8人、専門機関・団体代表2人、地域代表1人、公募区民3人、区職員9人 合計25人)において、平成20年11月10日～平成21年3月30日の間、協議され策定された。

3. 構想の概要

第一章 構想策定の目的

1 構想策定の背景

- (1) 急速な高齢化の進展
- (2) 団塊の世代の引退
- (3) 多様化するニーズ

2 構想策定の目的

高齢者の増加は、「支えられる側」の増加という、社会にマイナスの影響を及ぼす面がクローズアップされがちであった。しかし、社会の様々な場面で現に活躍し、あるいは今後活躍したいと考えるシニア世代の方たちは増えている。

区や関係団体では、シニア世代の活動先となりうるボランティア、就業、生涯学習などの事業を実施しているが、各事業の連携は必ずしも十分とは言えない状況である。また、地域社会への参加促進は、急増するシニア世代の地域回帰に備えて、今後さらに充実していくべき行政課題である。このことから、シニア世代の総合的な社会参加を促進するセンターの構想が生まれた。センターは、シニア世代の持つ活力、技術、知識、経験を活かし、活躍する場を提供し、人生の第二ステージに向けた新たな創造を支援する拠点となる。

第二章 構想の基本理念～板橋区が考えるシニア世代の将来像

シニア世代の方はサービスの受け手であると同時に、大きな力と可能性を持ったサービスの担い手となりうる存在である。その経験、知識等を明るく住みよい板橋区を作るために役立てていただき、まちづくりの中心となっていただきたいと願っている。

今後、団塊の世代もシニア世代に加わり、高齢社会がますます進展する中で、シニア世代の自助力、共助力、社会貢献力をシニア世代力として捉えるとともに、さらに高めていくため、区はシニア世代の社会参加を総合的に支援する方策を実施していく。

シニア活動センターのあるべき姿

- ・シニア世代の人生第二のスタートを応援する。
- ・シニア世代の様々な活動ニーズ（価値観、指向）に幅広く対応する。
- ・シニアの社会参加活動に関する、広範な分野の情報を収集し、提供する。
- ・何かしたいけど、何ができるかわからないシニア世代の方のワンストップを支援し、実際の活動につなげるコーディネート機能を充実させる。 等

第三章 構想実現のための方策及び留意すべきこと

1 対象者

人生の第二ステージを始めようとする方、よって一般的に定年とされる60歳以前、50歳台の方も対象の範囲と考える。

2 情報の一元化

シニア世代向けの社会参加、健康・生きがいづくり、生涯学習、就業などの情報を一箇所に集約し、集めた情報の質を向上させ、効果的に発信していく。

3 コーディネート機能・ワンストップサービス

(1) ニーズに応えるワンストップサービスを目指して

相談者のニーズを的確に把握し、活動につなげ、さらに活動の継続までを支援する。そのためには、手厚い相談・案内、コーディネートを行うこと、また、それに係る人たちの知識・スキルの向上、相談者に対するその後のフォロー体制が重要となる。

(2) 相談者それぞれに応じた相談姿勢

相談者の話をじっくり傾聴しながら、相談者のしたいことを共に探し、実現の道筋をつけていくことが、相談を受ける側の基本的姿勢となる。

(3) シニア世代のニーズを実現する道を共に探す「コンシェルジュ」

よく話を聞き、その人のニーズに即した情報提供を行い、適切な担当部署につなぐ世話人、コーディネーターといった役割を果たす「コンシェルジュ」を育成し、配置する。研修やシニア活動関係者連絡会等の開催により、知識・スキルの向上を図る。

(4) 相談者のさらなる満足度アップのために

ニーズに十分応えられたかをアンケート等により把握し、問題がある場合は原因や解決方法を探るフォロー体制を整える。

4 シニア世代力の育成

(1) ボランティアの育成と活動へのコーディネート

活動初心者からリーダーまでを育成し、活動グループ結成を促進する。育成したボランティアグループを派遣するコーディネートを行う。

(2) 育成の具体例

自助の指導者の育成例

「シルバーリハビリ体操の普及と指導士養成事業」(茨城県立健康プラザ)

共助のリーダー育成例「支えあいグループ」

社会貢献グループの育成例

ア【子育て分野】「学校の孫育てボランティア」

イ【環境】まちの緑化

ウ【国際交流】ホストファミリーボランティア

(3) 育成から活動継続までの一連の支援

5 就業支援

アクティブシニア就業支援センターやシルバー人材センターの併設により、スムーズな就業支援の案内や就業体験、事業の共催などの連携が可能となる。また、シニア世代の様々な就業ニーズに応えるため、区企業活性化センターや東京しごとセンターの事業などを幅広く情報収集し、案内を行う。

6 就業・ボランティア等の体験の場づくり

(1) 「体験談を聞く会」と体験の場づくり

(2) カフェを活用した体験

センターにシニア世代の就業体験を可能とするカフェを設けることを検討する。

7 団体活動支援

(1) 作業の場の支援

印刷機、コピー機、パソコン、作業台、活動団体用ロッカーなどを設置し、登録団体に自由に使っていただく、団体活動の作業室を設ける。

(2) PR、発表、交流の場の支援

ホームページや情報誌などで様々なシニア団体の活動を紹介していくほか、シニア活動センター関係団体連絡会や、フェスティバルのようなイベント、団体交流会等を定期的に開催する。

(3) 活動・会合の場の支援

センターにシニア世代の活動団体が利用できる貸出施設を設ける。

(4) 活動相談

団体活動に関する相談にも対応し、共に解決を図ることで支援をしていく。

第四章 施設開設に向けて

1 施設のあり方

センターは区内全域を対象とした施設として設置するが、設置場所として予定してい

る高島平は区内で最も急速に高齢化が進んでいる地域であり、元気なシニア世代の活発な活動をさらに促進することで、明るく元気なまちづくりのモデルとなる。

センターは受付窓口、相談コーナー、講座会場等や、シニア世代の自主的な活動の支援となる貸出施設、交流スペース等を備え、就業支援関係団体等の施設を併設することでシニア世代へのワンストップサービスを実現する。また、地域交流施設を設置し、シニア世代と他世代との交流や地域住民活動の活性化に寄与する。さらに、併設される他施設とも連携を図り、施設全体を効果的に活用していくべきである。

2 シニア世代・地域活動団体・センターのネットワーク

町会・自治会、老人クラブ、ボランティアやNPO団体等の活動に、シニア世代の方々がさらに活発に参加することを目指し、関係団体、区関係部署とセンターとが定例的な情報・意見交換の場を持ち、緊密なネットワークを形成する必要がある。

3 多様な交流

世代や文化の異なる人々が交流する拠点となることにより、シニア世代の方々が地域での役割を見出し、新たな生きがいの発掘ができることを目指す。

4 施設開設までに行うこと

(1) 施設開設までのスケジュール

センター設置予定の旧高島第七小学校改修計画に合わせて開設を進める。

平成21年度 全体計画の調整・決定

平成22年度 設計

平成23年度 工事・開設

(2) 区民の意向調査

実際に区民がどのような意向を持ち、センターに何を望むかを調査、把握した上で、センターの設計や事業実施を行っていくことが必要である。

(3) センター運営準備協議会、運営協議会

センターの具体的な事業内容や関係団体等との連携方法について、より詳細な検討を行うため、区民、関係団体、学識経験者等との協議の場を継続していく。

(4) 広報活動

センターをシニア世代に大いに活用していただくとともに、シニア世代力アップを実現するため、広く区民に積極的な広報活動が必要である。区広報やホームページ、情報誌、区行事の場、マスメディアの活用、さらに町会等の関係団体にも協力を依頼して周知を図り、区民の意見をどんどん募っていく。

(5) コンシェルジュの養成

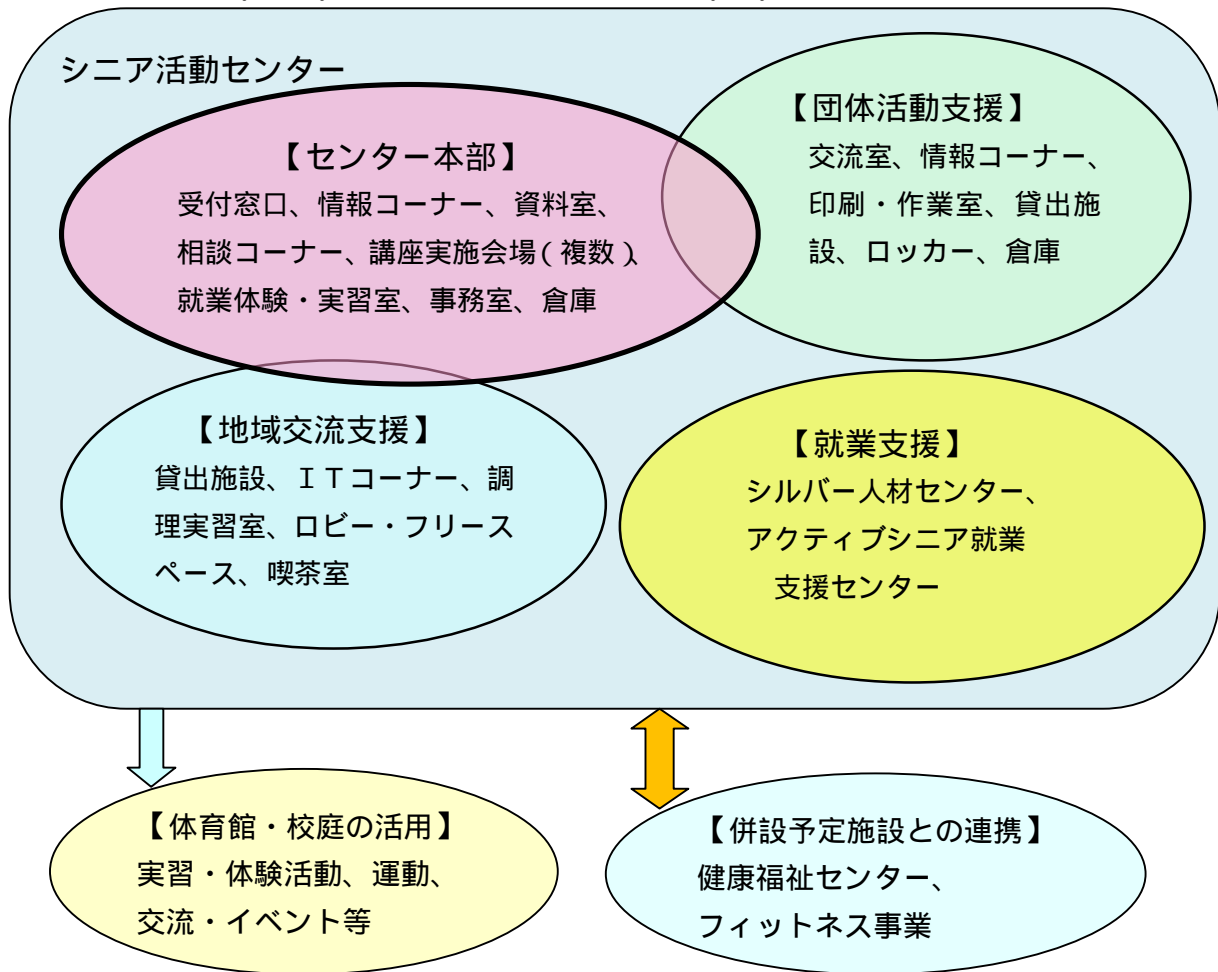
開設準備段階でコーディネーターつまり「コンシェルジュ」を養成する必要がある。

(6) 事業の一部試行

ボランティア指導者育成や社会貢献ボランティア育成事業については、一部事業をセンター開設前から実施することが望まれる。また、その他にも試行が必要な事業は早急に実施し、開設後も引き続き計画的に実施していく。

シニア活動センター施設案

板橋区「(仮称)シニア活動センター」構想(案)から抜粋



高島平健康福祉センター事業概要

(設置根拠)

高島平健康福祉センターは、地域保健法第18条第1項の規定による保健センターとして、また、医療法第1条の5第2項の規定による診療所として設置された施設です。

施設目的は、住民の方に健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行います。

(事業)

1 健康相談に関すること。

・区民のための健康相談 ・女性のための健康相談 ・育児相談 ・心理相談 ・栄養相談
・精神保健相談 ・自立支援の相談 ・予防接種の相談 ・歯科衛生相談 ・食生活相談、感染予防相談等

2 保健指導に関すること。

・保健師による訪問相談 ・歯科衛生士による歯みがき指導 ・栄養士による栄養指導

3 健康診査に関すること。

・乳幼児健康診査(生後4か月と3歳児の健診) ・集団歯科健診(1歳6か月児と3歳児) ・
就学時前までの乳幼児歯科健診 ・女性歯科健診

4 健康教育に関すること。

・健康講座の開催(生活習慣予防、健康に関する講義や運動、栄養実習)
・癒しの講座(うつ病、自殺予防)

5 健康づくりに関すること。

・母親学級、両親学級 ・育児学級 ・グループ支援

6 介護予防に関すること。

・介護予防講座の開催 ・地域支えあいグループ(閉じこもり、うつ予防)

7 医療費の助成に関すること。

・特殊疾病、自立支援医療(精神通院、育成)小児慢性医療、養育医療、大気汚染医療、B・
C型肝炎医療、原爆被害者医療等の申請受付

8 精神保健福祉手帳に関すること。

・手帳発行

9 地域の健康づくり支援に関すること。

・町会、PTA、グループ等が企画する健康に関する講演会等への講師派遣

10 細菌検査に関すること。

・ぎょう虫、赤痢、サルモネラ、チフス、パラチフス、喀痰検査

11 蓄犬登録関係に関すること。

・犬登録

12 その他

(休業日)

センターの休業日は、日曜日及び土曜日 祝日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用時間)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

【移転効果】

高島平健康福祉センターは、現在、旧高七小前(高島平3-12-18)に設置され、昭和47年5月に開設し、年々事業の増加とともに施設の老朽と狭隘のため改築の必要性があります。

移転に伴う効果として、主に次のようなものがあげられます。

(1) 健診受診者等へのサービス向上

本センターには、地域保健の拠点として健康相談、健康診査等各種事業を実施し、赤ちゃんから妊産婦、障がい者、高齢の方たちといった幅広いたくさんの来庁者があります。

特に、検診時等には施設が狭いため受診者がごった返した状況となります。

受診者たちが落ち着いた雰囲気の中で、相談、診察が受けられるような会場づくりが必要となります。

移転により、これら健診スペースの拡張が図られ、受診者等へのサービス向上に結びつきます。

また、現施設では、健診や相談場所として2階スペースを使用しているがエレベータがなく乳幼児をかかえる母親や妊産婦の階段の昇り降りには負担の大きいものとなっています。

移転により、施設管理面からセンター専用エレベータの設置することにより来庁者の安全と負担の軽減を図ることができます。

(2) 効率的な事業執行

事業を行ううえで、現在、施設が狭いため、区民館や図書館を使用しているが移転により以前の施設での執行となり効率的なものとなります。

(3) 交流、ふれあいの場の創出

現施設では、相談、健診、事業参加、健康情報の収集等により来庁される人たちがくつろぎ、いこい、ふれあいといった区民同士の交流、情報交換の場がありません。

移転により、区民同士の交流、情報交換の場を確保し、区民の健康づくりを支援いたします。

(4) 感染性ウイルスの緊急発生時の拠点施設

健康福祉センターは、地域における感染性ウイルスの緊急発生時には防疫体制の最前拠点施設となり、現状より広い敷地と施設が必要となります。

【今後の社会変化に因應するために】

今日のハイテンポな社会変化や区民の健康意識が高まる中で、高島平健康福祉センターの旧高七小移転は、今後を見据え、広い施設を活用した安心とふれあい、交流、ゆとりある地域保健サービスの充実に向けた効果のあるものです。

健康は、活動、活力の源になるものです。

誰しもが常に健康であるとは限りません。

ときにはストレスからの体調不良、育児の悩み、栄養バランスの不均衡、介護予防、家族の病気等、人それぞれ様々な健康に関する悩みや病気をかかえています。

高島平健康福祉センターは、高島平地域の皆さんとともに健康づくりへの普及啓発、相談、健診、交流の場としてその役割を担っていきます。

以上

区立体育館を利用したフィットネス事業について

1 区立体育館における事業について

別添パンフレット「季刊いたばしスポーツ通信第20号」を参照してください。

2 「フィットネス事業の展開」に必要な施設（校舎内）

トレーニングルーム

スタジオ

事務室

更衣室（ロッカー、シャワー、洗面台等）

倉庫

3 トレーニングルーム・スタジオの面積

【各区立体育館の現況】

小豆沢体育館	328.0 m ²
赤塚体育館	391.3 m ²
東板橋体育館	337.0 m ²
上板橋体育館	600.0 m ²
高島平温水プール	202.3 m ²

上記からは、2・3についてのみ面積であり、旧高七小でフィットネス事業を展開するにあたっては、2・3のスペースが必要となります。

跡地利用に関する要望、提案等について

1 「第2回旧高七小跡地活用協議会」の際に提出された要望、提案等について

- (1) 高七小のメモリアル室、学校であったという証しを残してもらいたい。
- (2) 駐車場を高七小の敷地内に造ることにより校庭の運動場がなくならないようにしてもらいたい。
- (3) シニア活動センター、フィットネス事業、健康福祉センターを中心として、地域の集会室を付加してもらいたい。
- (4) 高七小のイメージは残してほしいので、あまりいじらないでできれば一番良い。
- (5) 緑・グラウンドはできればそのまま使えればよい。
- (6) 区の施設に自治会事務所・防災倉庫を設置してもらいたい。
前回協議会の会議録から抜粋したものです。

2 「第2回旧高七小跡地活用協議会」資料4にある要望、提案等について

設置の可能性	要望、提案等の内容
区の基本方針（改訂案）に掲げる施設に併せて設置が可能	避難施設、健康づくり・リハビリの場、定年後の人の社会復帰センター、世代間交流の場など
施設の規模や基本方針（改訂案）との整合性から設置が困難	デイケア施設・特別養護老人ホーム等高齢者介護施設、私立高校、福祉作業所、美術館、保育所・児童館、医療施設、デパート等の商業施設、区営住宅等の住宅など